

現条例	改正案	参考：愛知県個人情報保護条例（抜粋）
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の取扱いに関する基本的事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の取扱いに関する基本的事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>（3） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） ロ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>（3） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2</p>

<p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(7) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条第4号において「法人等」という。）</p>	<p>条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。</p> <p>(7) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条第4号において「法人等」という。）</p>	<p>条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第36条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。</p> <p>(7) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p>
---	--	--

<p>及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(9) 本人 個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p>	<p>及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(9-11) 本人 個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p>	<p>(8-10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 個人情報の取扱いの制限</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版等により公にされているとき。</p>
---	---	--

<p>(正確性の確保)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">するため必要があると実施機関が認めたとき。</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、実施機関から保有個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">するため必要があると実施機関が認めたとき。</p> <p>第2節 個人情報の適正な管理等 (個人情報の適正な管理)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>第2節 個人情報の適正な管理等</p> <p>第10条</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるもの(番号利用法第2条第5項に規定する個人番号を除く。)については、この限りでない。</p> <p>第2節 個人情報の適正な管理等 (委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、前項に規定する基準に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学</p>
---	---	--

<p>4 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第9条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務における個人情報の利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関がその行う事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由の</p>	<p>4 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第9条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務における個人情報の利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関がその行う事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由の</p>	<p>校等管理法人(以下「指定公立国際教育学校等管理法人」という。)に同項に規定する公立国際教育学校等(以下「公立国際教育学校等」という。)の管理を行わせる場合について準用する。</p> <p>第2節 個人情報の適正な管理等 (職員の義務)</p> <p>第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づくとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 実施機関の内部で利用する場合(犯罪の予防等を目的として利用する場合を除く。)で、当該利用が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむ</p>
--	--	---

<p>あるとき。</p> <p>(6) 他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その行う事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(7) 専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を提供するとき。</p> <p>(8) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で保有個人情報を自ら利用し、又は提供することについて特別の理由があると認めるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>あるとき。</p> <p>(6) 他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その行う事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(7) 専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を提供するとき。</p> <p>(8) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で保有個人情報を自ら利用し、又は提供することについて特別の理由があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>を得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この項において「県の機関等」という。）に提供する場合（犯罪の予防等を目的として提供する場合を除く。）で、当該提供が当該県の機関等の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 専ら学術研究を目的として利用し、又はその目的のために提供するとき。</p> <p>(8) 犯罪の予防等を目的として実施機関の内部で利用し、又は県の機関等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用又は提供について相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(9) 犯罪の予防等を目的として実施機関が個人情報を県の機関等以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該提供について特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(10) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めたとき。</p> <p>3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
--	---	--

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の個人情報取扱事務の目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置請求）

第11条 実施機関は、第10条第2項（第2号及び第5号を除く。）の規定により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（オンライン結合による提供の制限）

第12条 実施機関は、オンライン結合（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信

~~4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の個人情報取扱事務の目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。~~

~~第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。~~

~~2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。~~

~~3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。~~

~~第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。~~

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置請求）

第11条 実施機関は、~~第10条前条~~第2項（第2号及び第5号を除く。）の規定により保有個人情報（~~保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。~~）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（オンライン結合による提供の制限）

第12条 実施機関は、オンライン結合（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信

（個人情報の提供を受けるものに対する措置要求）

第8条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（オンライン結合による個人情報の提供の制限）

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電

<p>回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。)により、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合であって、法令又は他の地方公共団体に提供するときその他規則で定めるときは、オンライン結合により実施機関以外の者に保有個人情報を提供することができる。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第13条 実施機関が個人情報取扱事務を開始しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。)により、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合であって、法令又は他の地方公共団体に提供するときその他規則で定めるときは、オンライン結合により実施機関以外の者に保有個人情報を提供することができる。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第13条 実施機関が個人情報取扱事務を開始しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)による個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。</p> <p>(2) 実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。</p> <p>(3) インターネットにおける実施機関のウェブサイトにて個人情報を掲載することにより提供するとき(本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。)</p> <p>3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第14条</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長の個人情報取扱事務については、登録簿に登録することにより公安委員会又は警察本部長が行う事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、これらの事項の一部を登</p>
---	---	--

<p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の項目 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 (8) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものその他規則で定める事務については、適用しない。</p> <p>3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、実施機関の個人情報取扱事務について、それぞれ第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。 (特定個人情報保護評価) 第13条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の項目 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の収集方法 (7) 要配慮個人情報の有無 (7) (8) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 (8) (9) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものその他規則で定める事務については、適用しない。</p> <p>3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、実施機関の個人情報取扱事務について、それぞれ第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。 (特定個人情報保護評価) 第13条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。</p>	<p>録簿に登録しないことができる。 (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的 (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(4) 保有個人情報の項目 (3) 保有個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の収集先 (6) 要配慮個人情報の有無</p> <p>(6) (7) その他実施機関の規則(実施機関の規程を含む。以下同じ。)で定める事項</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務について、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、登録簿に必要な修正を加えなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第2項又は第3項の規定により、登録し、又は登録した事項を修正したときは、遅滞なく、審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該登録し、又は修正した事項について意見を述べるることができる。</p> <p>6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">第2節 個人情報の適正な管理等</p>
---	--	---

<p>第3章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次節において同じ。)の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報</p>	<p>第3章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次節において同じ。)の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第14条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(次の各号のいずれかに該当する事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。</p> <p>(1) 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下この号において「県の職員等」という。)又は県の職員等であった者に係る人事、給与等に関する事務 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的とする事務 (3) その他審議会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務</p> <p>第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、口頭により行うことができる。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報</p>
--	--	--

<p>を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の機関若しくは県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特</p>	<p>を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の機関若しくは県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が</p>	<p>報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他実施機関の規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第26条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（開示義務）</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個</p>
---	---	---

定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

(3) 第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

(5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

<p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第17条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置)</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>
---	--	---

<p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1） この条の規定を適用する旨及びその理由 （2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれて</p>	<p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1） この条の規定を適用する旨及びその理由 （2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれて</p>	<p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第22条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1） 本条を適用する旨及びその理由 （2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等</p>
--	---	---

いるときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

いるときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第2号ロ又は第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録~~（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）~~に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情

2 前項の場合において、保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定に係る保有個人情報の本人であること（第14条第2項の規定による開示請求にあっては、当該開示決定に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第26条 第24条第1項の規定により、文書又は図画に記録されている保有個人情報について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録に記録されている保有個人情報について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの作成及び送付に準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

2 前項の場合において、保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定に係る保有個人情報の本人であること（第14条第2項の規定による開示請求にあっては、当該開示決定に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第26条 第24条第1項の規定により、文書又は図画に記録されている保有個人情報について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録に記録されている保有個人情報について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの作成及び送付に準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

報が記録されている行政文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第26条 実施機関は、開示決定をしたとき、又は第16条第1項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求があつたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第28条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）については、適用しない。

(1) 法令又は他の条例（愛知県情報公開条例を除く。以下同じ。）の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等に記録されている保有個人情報 閲覧

(2) 法令又は他の条例の規定に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる文書等に記録されている保有個人情報 写しの交付

(3) 法令又は他の条例の規定に基づき、第26条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該同一の方法

（費用の負担）

第27条 前条第2項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

<p>(訂正請求権)</p> <p>第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第25条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手續)</p> <p>第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所 (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正請求の趣旨及び理由 (4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正請求の内容が事実であることを証する書類その他の資料を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第25条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手續)</p> <p>第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所 (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正請求の趣旨及び理由 (4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正請求の内容が事実であることを証する書類その他の資料を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 前条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手續)</p> <p>第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
---	---	---

<p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第31条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保</p>	<p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第31条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保</p>	<p>(訂正義務)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第33条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本条を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の</p>
--	--	--

有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

- (1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報（**保有特定個人情報を除く。**））に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項又は第12条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記

有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

- (1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報（**保有特定個人情報情報提供等記録を除く。**））に限る。以下この項**から第37条まで**において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、**又は**第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、**番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき** 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項**又は**、第12条**又は**番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

~~2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記~~

訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条、第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

<p>録を除く。)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>3 代理人は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>4 利用停止請求は、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。次条から第37条までにおいて同じ。)の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第3項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請</p>	<p>録を除く。)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>3 2 代理人は、本人に代わって前2項前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>4 3 利用停止請求は、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。次条から第37条までにおいて同じ。)の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第3項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第38条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請</p>
--	---	---

<p>求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第38条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第38条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止義務)</p> <p>第39条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第40条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第41条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
--	--	---

<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>第4節 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁</p>	<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>第4節 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁</p>	<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第42条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本条を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限 (適用除外)</p> <p>第42条の2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</p> <p>第4節 審査請求等 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用す</p>
--	--	---

<p>明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第4章 事業者における個人情報の保護 （事業者に対する意識啓発等）</p> <p>第43条 市長は、事業者が個人情報（個人情報に該当し</p>	<p>明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第4章 事業者における個人情報の保護 （事業者に対する意識啓発等）</p> <p>第43条 市長は、事業者が個人情報（個人情報に該当し</p>	<p>る同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同条第2項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければならない。</p> <p>5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第44条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。</p> <p>第5章 事業者の保有する個人情報の保護 （事業者の自主的規制の指導助言等）</p> <p>第48条 知事は、事業者が個人情報の適切な保護のため</p>
--	--	---

<p>ない特定個人情報を含む。)の適切な保護措置を講ずるよう、事業者に対する意識の啓発、指導及び助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(出資法人の責務)</p> <p>第44条 市が出資等を行う法人は、この条例の規定に基づく市の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(苦情の処理のあっせん等)</p> <p>第45条 市長は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第46条 市長は、事業者の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (適用除外)</p> <p>第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p>	<p>ない特定個人情報を含む。)の適切な保護措置を講ずるよう、事業者に対する意識の啓発、指導及び助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(出資法人の責務)</p> <p>第44条 市が出資等を行う法人は、この条例の規定に基づく市の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(苦情の処理のあっせん等)</p> <p>第45条 市長は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第46条 市長は、事業者の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (適用除外)</p> <p>第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p>	<p>の措置を講ずるよう、事業者に対し指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表することができる。</p> <p>(県の出資法人の責務)</p> <p>第49条 県が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関の保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(苦情相談の処理)</p> <p>第50条 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>(国又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第51条 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>第6章 雑則 (適用除外)</p> <p>第53条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2) 愛知県統計調査条例(平成20年愛知県条例第49号)第2条に規定する県統計調査に係る統計法</p>
---	--	--

<p>(苦情処理)</p> <p>第48条 実施機関は、当該実施機関における個人情報 (個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第49条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の運用の状況について取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第3項の受託業務若しくは同項の公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した</p>	<p>(苦情処理)</p> <p>第48条 実施機関は、当該実施機関における個人情報 (個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第49条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の運用の状況について取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第3項の受託業務若しくは同項の公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した</p>	<p>第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第13条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第52条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則で定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第55条 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者、指定公立国際教育学校等管理法人が行う公立国際教育学校等の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第12条第3項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した</p>
--	--	--

<p>ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (愛西市情報公開条例の一部改正)</p> <p>2 愛西市情報公開条例(平成17年愛西市条例第8号)の一部を次のように改正する。 第5条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。</p>	<p>ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第58条 第45条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>
--	--	---